

議案第1号

成田市国民保護協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、成田市国民保護協議会条例（平成18年条例第2号）第6条の規定により、成田市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 委員は、協議会開催の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

（委員の代理者）

第3条 委員が、協議会の会議に出席できないときは、当該委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。

（会議の公開）

第4条 会議は、成田市情報公開条例（平成17年条例第52号。以下「公開条例」という。）第24条の規定により、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、協議会の議決により会議の全部又は一部を公開しない旨の決定したときは、この限りでない。

（1）公開条例第7条各号に規定する不開示情報が含まれる事項について調査又は審議等を行う場合

（2）会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障を及ぼすおそれがある場合

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、成田市生活安全部防災対策課に置く。

（会議録）

第6条 事務局は、会議を開いたときは会議録を作成する。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

（1）会議の日時及び場所

（2）出席者の職名及び氏名

（3）会議に付した案件及び議事の要旨

（4）議決した事項

（5）その他参考事項

3 会議録は、会長の確認により確定するものとする。

附則

この要綱は、平成18年 月 日から施行する。